

平成31(2019)年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 平成31年3月 -

平成 31 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会（医会報編集・IT 関係）	3
C. 法制・倫理部会	8
D. 経理部会	9
II. 学術部	
A. 先天異常部会	10
B. 研修部会	12
III. 医療部	
A. 医療安全部会	15
B. 勤務医部会	18
C. 医業推進部会	20
D. 医療保険部会	23
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	25
B. がん部会	30
C. 母子保健部会	34
V. 献金担当連絡室	37

平成31年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

- (1) 第46回日本産婦人科医会学術集会の開催（本会主催）
日程：2019年10月13日（日）
場所：ステーションコンファレンス東京
- (2) 日本産婦人科医会創立70周年記念式典の挙行（本会主催）
日程：2019年10月12日（土）
場所：京王プラザホテル

3. 組織強化等の推進

(1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

1) 月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。

月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

(2) 組織の強化等

1) 新規会員の加入促進の強化

未加入産婦人科医師向けに入会勧誘促進用パンフレットを関係部等と検討し作成する。

- 2) 新入会員に対する通知および会員情報管理
理事会で承認された新規加入会員に対して会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。
会員の異動等を定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。
 - 3) 産婦人科施設情報データベースの管理
各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。
 - 4) プロジェクト委員会
必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。
 - 5) 電子母子健康手帳についての検討
電子母子健康手帳のあり方について検討する。
- (3) 関係諸団体との協調
- 1) 日本医師会
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。
日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」等の運営に協力する。
 - 2) 日本産科婦人科学会
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループ会議を開催する。
公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。
 - 3) 全国産婦人科教授との懇談会
本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。
 - 4) 家族計画関係団体
日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。
 - 5) 母子保健関係団体
母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。
- (4) 関係省庁等への対応
本会事業の円滑化のため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。
4. 出版統計関連
各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。
 5. その他
将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

B. 広報部会

【医会報編集】

本会機関誌である医会報は、毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあって、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、直接手元に届くという特性は別の意味で新しいものかもしれない。月に一度、医会報を手にとった時に、様々な情報の中から一つでも新しいものを見つけていただけたら、日本の産婦人科医療の現在の問題に思いを馳せていただけたら、あるいは医会の活動の中から何かのヒントを発見していただけたら、こんなに嬉しいことはない。

本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。これまでと同様に広く視野を内外に向けて、他部会、地域医会や関連団体、中央省庁などからの積極的な情報収集に努め、本会の活動や産婦人科関連の重要情報を分かりやすく正確に掲載していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

（1）編集方針

- 1）本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2）産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3）常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4）各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。

○ 5）医会報保存用ファイルを作成する。

- 6）12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7）デジタル化保存する。
- 8）非会員の若手産婦人科医（日産婦学会入会時の会員医師、専門医資格取得時の専門医など）に対して本会医会報の存在周知を図る。

（2）内容

- 1）会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解等
- 2）産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3）医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4）医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5）医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- 6）生涯研修に有用な学術記事「学術」（研修部会に依頼）
- 7）医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）
- 8）各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」等
- 9）各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を

掲載する。

- 10) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 13) 随筆・意見「コーヒーブレイク」(編集委員等)
- 14) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(編集委員等)
- 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
- 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- 17) 「リレー研修日誌」、「忘れられない症例」、「私の失敗談」、「ITの進歩による未来医療の展望について」などを不定期に掲載する。

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
- 3) 早急に会員へ伝達するべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
- 4) 1面にその時々のトピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
- 5) IT関係部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
- 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
- 8) 時々のトピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。
- 9) その時々の産婦人科関連トピックについて、当該分野の何人かの識者(会員、非会員ゲストを含む)で語り合う討論形式の企画をし、内容を掲載する。
- 10) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

編集委員会を存置する。

【IT関係】

広報（IT関係）部会はインターネットサービスとホームページ（HP）、記者懇談会を従来の広報部会から独立して担当することとなった。HP、やソーシャルメディアなどを介して、医会会員、国民・社会に、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを分かりやすく伝えることで、公益法人としての日本産婦人科医会の信頼度を高めることを目指す。具体的には会員・国民へのお知らせ、学術集会などの研修、動画配信など会員に資する情報を機動的に発信すると共に、各都道府県産婦人科医会、会員個々との密な連携を図ることで、本会会長の目指す施策の理解を醸成できるよう活動する。

平成29年2月刷新したホームページは、アクセス数が大幅に伸びているが、会員のアカウント登録数を増加させるには、まだまだ課題がある。この課題を克服するために今後は、47都道府県と連携したHPの運営さらには平成30年度に設立された遠隔医療プロジェクトチームとICT、デジタルサービスの利用などでフィールドが重なることを利用しシナジー効果を得るべく協働し、会員のICT時代への適応を支援していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. ホームページの管理と運用

平成29年2月のリニューアルにより、HPへのアクセスは大幅に増加し、またID登録導入によりセキュリティが向上しただけでなく、利用者に応じたサービスの提供、利用状況の解析も可能となった。本年度はアクセス内容の分析から、アクセスの多い記事を抽出し資源投入の選択と集中を行っている。今後は徐々に増加している若手会員の利用や、現在非会員である産婦人科医の入会推進を一層推し進めるとともに、会員のアカウント登録を増加させ、会員および一般への情報発信を推し進め情報サービスの強化を行っていく。

- (1) リニューアル後2年の時間が経過しており、フレッシュで魅力あるHPの維持のため、サイト構造を見直し、整理、改修を行い、利便性と発信力のあるHPを維持する。
 - 1) HPを中心にインターネット経由での医会情報を利用する会員数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに今までの医会の事業内容、従来の一般国民に向けたWebの役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。
 - 2) メールマガジンやFacebookなどのソーシャルメディアを利用し、HPの更新情報のさらなるアクセシビリティ向上を図る。
 - 3) 会員については、ID/PASSWORD管理を利用し、よりセキュリティ向上を図るとともに、産婦人科医会ホームページへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。会員ID登録者増加を図るため、多様な会員個々に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
 - 4) 医会報や研修ノートをはじめとする既存の医会の情報資産を、有効活用できるように利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、

- 一定期間をすぎたものは一般にも公開し医会活動を広報する。
- 5) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新についてマネジメントを行う。
 - 6) Facebook、ツイッターなどソーシャルメディアの活用や連携を進めることで利便性をさらに向上させ、会員、非会員とも、若い年代もターゲットに産婦人科医会について浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮する。
 - 7) 会長や各都道府県産婦人科医会からのビデオメッセージや学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
 - 8) 会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、担当常務理事、幹事を中心とした、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして開発、随時提供する。
 - 9) 医会報、なかでも医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、医業コンテンツの開発を進め、随時提供する。
 - 10) 平成30年度までにパイロットとして4府県のHPから本会HP上にリンクを作成した。平成31年度はこの仕組みを拡充するとともに、現在HPによる情報発信ができていない都道府県産婦人科医会のHP制作・運営代行を相談、支援するなどサポートし、本会と47都道府県産婦人科医会との情報発信連携を図る。
 - 11) 産婦人科医の背景変化による出産・育児や介護などによる雇用就業対策の一つとして、離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトを整備する。
 - 12) 最新の情報通信技術（ビッグデータ、AI、IOT等）により医会の情報ネットワークを利用したシステム構築を検討する。
 - 13) 労力削減のためアウトソーシングや広告掲載による実質的なコスト削減を図る。
 - 14) モバイルヘルス事業を推進する。
 - 15) PubmedやCDC、ACOGなどとのリンクにより、会員が直接global standardにアクセスできる環境を整える。
 - 16) 役員などの名簿をホームページ上に掲載する。
 - 17) 上記内容についてコンテンツの有効利用と発信力のシナジー効果をえられるよう医会報との連動、連携を図る。
 - 18) 遠隔医療PTと連携して、遠隔診療の研修会の配信など行い、遠隔診療の啓蒙や情報提供を行う。また、会員のICT技術への対応（キャッシュレス対応）などの支援の仕組みを検討する。
 - 19) スケジューラー機能の充実を行い、医会の活動の可視化や議事録等の情報管理、保存、共有を行う。
 - 20) アクセス数増加を利用した、広告、AdSense導入を行う。

2. 記者懇談会の開催

記者懇談会は平成19年6月より12年にわたり、継続して開催されている。さらなる発展を目指して参加する報道メディアを拡大し、適切なテーマを選択していく必要がある。対象となるテーマのマンネリ化を避けて、タイムリーに会

員のみならず国民にとって重要な話題を提供する。記者懇談会の運営に際しては、メディアが記事や番組で取り上げやすい形式で情報発信を企画し、日本産婦人科医会の活動が社会に広く理解され、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。平成29年度後半に開始した動画配信により、懇談会に参加しない会員も医会の活動としての記者懇談会の内容を閲覧可能となった。興味深いテーマが多く、引き続きその周知、拡大、利用促進に努める。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月1回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前にテーマを決定する。
- (3) テーマは、幹事会並びに、記者懇談会小委員会、広報（IT関係）委員会から発信し、常務理事会で決定する。
- (4) 従前より取り扱ったテーマとともに、時事的にタイムリーな内容を加え、医会の中長期の戦略に沿った企画を取り上げる。また記者側からの要望を考慮する。
- (5) 発表担当者は幹事を中心にして、若手人材の登用に主眼を置く。
- (6) 記者懇談会を行った事項について目標とする成果を設定して、医会や会員の利益および対外的な評価を検討する。
- (7) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。
- (8) 小委員会を開催し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。
- (9) HPで発信する重要なニュースは、記者懇談会に登録したメディア宛てにも発信し、平時よりタイムリーな話題提供を行う。
- (10) 記者懇談会のホームページでの閲覧を増やして、会員が最新テーマを理解して、診療および対外的な活動に利用することを促進する。

3. 委員会

IT時代への適応と業務過多解消のため広報（IT関係）では、おおむね2カ月に一回のHP小委員会（集合会議）、記者懇談会については年2回程度の小委員会（集合会議）を開催し、他、昨年度に導入したビデオ会議（Web会議）を、年間11回開催する。事務局、委員の負担、コスト軽減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会運営を行う。

C. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導
母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。
9. 委員会
 - (1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。
 - (2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

D. 経理部会

1. 公益目的事業活動の推進

近年、高齢化に伴う会費免除会員・会費減免会員の増加で、正会員から減免会員への移行が予想される。また、20～30歳代の会員の微増は見込まれるものの、全体として正会員数の増加が期待できない現状を踏まえ、会費減収を想定した対応を検討する。

また、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

Ⅱ. 学術部

A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故や風疹、麻疹、インフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

1. 先天異常モニタリングの拡充

(1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2) 福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3) 公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成31年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関330施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

2. タンデムマススクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やラ

ンニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の2020年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行う。

- (1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの推進、実施工動をする。

5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

6. 葉酸摂取等児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱う妊娠前カウンセリング外来の検討も行う。

7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医療の進歩への対応、医療事故を防止しより安全な医療を追求するために、各世代の女性の様々な疾病に対する良質で最新の医療情報を会員に提供していくことを目標としている。本年度も様々な情報提供手段を用いながら、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を推進する。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会eラーニング導入への協力、若者向けにスマートフォンを用いた情報提供も考慮している。

また、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行う予定である。

平成31年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 平成31年度研修テーマ

平成31年度の研修テーマについて、研修ノートNo103・104を作成する。

今回も最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収録形式の検討およびスマホでも見やすい収録の方法も検討する。

研修ノートは、冊子を全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

1) 「産科異常出血への対応」(No. 103)

執筆者：分担執筆者19名

2) 「外国人患者への対応と留意点」(No. 104)

執筆者：分担執筆者18名

(2) 2020年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1) 「女性のがんサポーターケア（仮）」(No. 105)

執筆者：未定

2) 「思春期のケア」(No. 106)

執筆者：未定

2. 2021年度研修テーマの選定

2021年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯

研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第71回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「母体安全への提言から～妊産婦死亡の新たな主原因を探る」および「産科医療補償制度再発防止に関する報告書から～胎児機能不全を見逃さないためには～」に関する講演を企画する。

なお、今回もハンズオンセミナーとして「児頭最大周囲径の位置を正確に評価するためには？～急速遂娩シミュレーション講習」を昨年度と同様に講演の企画をする。

また、第72回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。

- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続し、ホームページに掲載する。
- (3) 医会ホームページの会員向けサイトに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。
- (6) 若手勤務医と研修医が求める新たな研修方法の実践プロジェクトを継続する。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊

研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部をはじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

- (3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2020」の発刊に協力

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2020」の作成に向け

て、日産婦学会と協力して、新規Q&A項目の追加・内容の見直しなどを継続して行う。

(2) ガイドラインの広報に努める。

6. 日本専門医機構更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の更新を、安心して容易に申請するためのマニュアルの整備並びに手引書を医会ホームページに継続して掲載するとともに、伝達講習会の開催を検討する。

7. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、再発防止に向けて積極的に情報発信することで、より安全な産婦人科医療提供体制の構築を目指して活動する。

さらに、会員支援の充実を図るため、会員、都道府県産婦人科医会、学会・医師会等と密に連携をとり、医療における有害事象の発生が刑事事件や民事上の大きな社会問題に発展する前に対応できるように取り組む。

また、本年度から本部会内に「母体救命法普及運営事業」を設置し、全国での母体救命法研修会の開催を積極的に支援する。特に地域における研修会の開催を推進し、地域における病診連携の充実と、より安全な分娩の提供体制の構築を目指した活動を行う。

医療安全部会の主な事業

- ・ 都道府県産婦人科医会との連携による会員支援
- ・ 妊産婦死亡報告事業
- ・ 偶発事例報告事業
- ・ 母体安全への提言
- ・ 母体救命法普及運営事業
- ・ 医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）

1. 医療安全対策

- (1) 母体救命法普及運営事業としての全国での研修会の開催支援
母体救命法普及運営事業として日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用いた研修会の開催を通じて全国での母体救命法の普及を推進するとともに、受講者の認定・更新などの業務を行う。また、研修プログラムの更新などの学術活動をJ-CIMELSに委託して検討することで最新の母体救命法を開発・改定し、その普及に貢献する。
- (2) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援
J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。
- (3) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援
JALA設立団体の一翼を担う立場から、協議会に委員を派遣し、各委員会での無痛分娩の安全性確保に向けての活動に協力・支援する。
- (4) 事例収集および解析事業
偶発事例報告事業、および妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。
 - 1) 偶発事例報告事業：平成30年事例の集計を行うとともに、報告事例について分類した上で原因ごとに分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信することで更なる産婦人科医療の安全性の向上に向けて取り組む。
 - 2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、妊産婦死亡症例検討委員会（池田委員長）と協働して一例ずつ事例検討を行い、再発

防止のために問題点を抽出し、提言として発出する。なお、妊産婦死亡症例検討評価委員会は本会と厚労科研研究費（池田班）との協力のもとで開催する。

(5) 医療安全に向けての会員支援サービス事業

重大な事故が発生した医療機関に対し、再発防止および医療安全対策の支援を行う。昨今の事情を鑑み、刑事事件化の防止支援を強化する。各都道府県産婦人科医会との連携の下に、支援とともに支援後の評価・検証を行う。

○ (6) 産科医療の質の向上に関するアンケート調査結果の公表

昨年度事業として全国の産科診療施設を対象に行ったアンケート調査結果について、現状の産科医療で改善された点、さらなる改善が必要な点などについての検討を行い、提言として医会報などで情報発信する。

(7) 医療安全に向けた情報発信

1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知

周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子を引き続き有料頒布する。

2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発刊し、周知を図る。

3) 偶発事例報告事業から抽出された問題点についての情報発信

偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発防止のための提言を医会報「シリーズ医事紛争」を通し発信し、周知を図る。

4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動

脳性麻痺事例の再発防止に繋がる適正な情報の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。

5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。

6) 関連情報の収集と情報提供

医療安全対策として収集した情報を分析、検討して、会員に情報を提供する。医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。

(8) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言

健やか親子21（第2次）では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8（現在の3割減）としている。妊産婦死亡の原因の第一位が産科危機的出血であり、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命のためには血液を十分に備える必要があるが、備蓄は廃棄量の増加に繋がるために、厚生労働省からは廃棄量削減の努力が求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、輸血用血液の廃棄量削減並びに有効利用についての提言を行う。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第28回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成30年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共

有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけての情報共有を行う。

(2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

(3) 喫緊の対応を要する課題（医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医療事故調査制度への協力と会員への助言

(1) 医療事故調査制度に関し、会員への的確な助言を行う。

(2) 死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。

(3) 報告のあった事例について検討し、フォローアップを行う。

4. 医事紛争対策

(1) 支援要請（医事紛争事例）への対応：各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を行う。

(2) 結審事例（判例情報）の収集：裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

5. 継続事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供（日産婦医会報等）に活用する。

(1) 羊水塞栓症の血清検査事業への協力（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

○ 6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。また、母体救命法普及運営事業の実施のため母体救命法普及運営委員会を設置する。

B. 勤務医部会

新しい元号が制定される年を迎えるが、産婦人科医、とりわけ分娩を扱う勤務医の環境改善は、遅々として進んでいない。さらに国が推進する働き方改革により、当直そのもののあり方を根本から見直さなければならなくなっている。当直そのものの捉え方を改めなければ、今の勤務体制を維持することは困難な状況になりつつある。また当直明けの勤務緩和制度も、導入は進んできているものの実施に踏み切れないでいる施設も少なくない。

勤務医委員会では毎年分娩取扱い施設に対して、勤務医の就労環境についてのアンケート調査を行っており、わが国の勤務医の実態を調査分析して報告してきている。本年度もこの活動を継続して、現状の把握と改善の糸口を模索していきたい。また女性医師の勤務状況の改善についても、支援対策の検討だけでなく、現場の女性医師に対する情報提供サービスの充実を図ってきているが、本年度もこのような情報提供を継続して、さらには女性医師のキャリアアップにもつながるように務めていきたい。何度も指摘しているが、女性医師支援に対して否定的な意見もいまだに聞かれている。しかし、分娩を取扱う医師の現状の構成を考えると、産休、育休明けの女性医師の活用が円滑にならなければ、男性医師や妊娠・育児中以外の女性医師の負担は増加し、その就労環境はさらに劣悪なものになってしまうことは明らかである。

新年度にあたり、勤務医委員会では従来から行っていたアンケートによる全国調査を継続するとともに、女性医師支援を通じてあらゆる産婦人科勤務医の就労環境の改善に向けて努力していくことを使命とする。

上記のことを踏まえ、本年度の事業を以下のように計画する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査として唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査であり、産婦人科医師不足に起因する社会問題解決に向け必須の情報を提供する。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し本年度で13回目、女性医師に関する調査は平成20年より開始し12回目となる。

本調査では、1次施設から高次施設にわたる病院機能、男女医師数と分布、勤務環境（当直回数・在院時間）、妊娠・育児中の女性医師率と勤務状況、院内保育所等の女性医師勤務支援体制の経時的変化を追っており、近年はフリー医師についても併せて調査している。昨年は介護中の医師の勤務についても調査を行った。

産科医師の疲弊・減少は、当直体制の崩壊、産科医療過疎地の発生、産科救急医療要請への対応不能に直結する。本年度も調査を実施し、過労死認定基準を超過する勤務実態を明らかにするとともに、勤務環境改善、女性医師勤務継続に向けた解決案を提示し、本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて情報を発信、社会的施策の必要性につき継続的な注意喚起を行っていきたい。

2. 女性医師支援対策

- (1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」において、特に産婦人科女性医師の現状や課題について分析する。女性医師の継続的就労のみならず、会員施設における医師確保、安定的な地域医療供給を目指した支援策に向けて、アンケート項目についても検討し、より内容を充実させる。

○（２）地域の事情に対応した施策の検討

保育事情や風土など地域によって異なっていることが予想され、一律な支援策では対応は難しい可能性がある。そこで、昨年度は女性医師懇話会を開催し、地方在住の女性医師における勤務継続の課題について検討を行った。その結果をもとに、地域の事情に応じた施策について検討する。

○（３）多様な働き方について懇話会の開催

女性医師の増加により子どもの有無、年代などで価値観や働き方が多様化している。本年度は、短時間勤務や非常勤など背景の異なる医師を集めて懇話会を開催し、それぞれの悩みや課題について検討する。働き方に関わらず能力を発揮して医療に貢献できるための方策について提言するとともに、若手会員に向けてキャリアモデルを提示していく。

（４）女性医師支援情報サービスの充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」や「勤務医ニュース（JAOG Information）」を通じて、女性医師に必要な支援情報の提供を継続して行っていく。女性医師懇話会の成果について掲載し内容の充実を図る。

（５）関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会男女共同参画・ワークライフバランス改善委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

3. 「勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。

○ 4. 勤務医に関する懇話会の開催

産婦人科医師の働き方、女性医師支援対策等に関する懇話会を開催する。懇話会の内容を「勤務医ニュース（JAOG Information）」に掲載する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的としている。その目的を遂行するために、①無床診療所問題小委員会、②有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設ける。減少の危機にさらされている産婦人科が魅力ある科となるためには、開業という選択肢が準備され、同時に産婦人科の開業が有床無床を問わず経営的に安定していることが重要である。

いわゆるオフィス гинеコロジーを主体とした診療所は分娩や大手術を扱わないため、様々な経営上の問題を抱えている。質の高い医療サービスを提供するには経営的基盤の安定が不可欠である。無床診療所問題小委員会ではこれらの診療所の収益増加、経営安定のための医業あり方を検討し提言を行う。有床診療所問題小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。

また、妊娠出産に関わる公的補助および医療行政に関する問題への対応についてもその対応策や問題点を検討する。また、産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、総務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言することを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

1. 無床診療所問題作業小委員会

- (1) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。
- (2) 作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。
- (3) 自由診療では女性のライフサイクルを見据えて思春期のヘルスケアから老年期の在宅医療まで幅広く取り組むため予防医学・予防接種や特定検診を展開する方法を提案する。その際日本産科婦人科学会の女性ヘルスケアアドバイザー養成プログラムや日本医師会かかりつけ医認定制度などを紹介し、活用を提案する。
- (4) 具体的な方策を伝達するため昨年に引き続き全国各産婦人科医業推進担当者を集めて伝達講習会を開催する。この際、無床診療所開設支援にむけた保険診療の教育の取り組みを併せて実施する。

2. 有床診療所問題小委員会

- (1) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、政府が進める働き方改革を見据えてその政策を有利に活用できるような提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えていく。
- (2) 全国有床診療所連絡協議会との連携強化を図る。有床診療所の問題を具体

的な施策に掲げ、成果を出すためには日本医師会有床診療所委員会や全国有床診療所連絡協議会（以下全国有床診）に積極的に参画、協力して両会における産科医の発言力を高める必要がある。そのためにも全国有床診の組織強化に協力し、産科医の新入会員獲得を図ることが必要である。本委員会では全国有床診未入会の会員に全国有床診の活動を詳細に紹介し、入会を促進する。また全国有床診に対しては産科の立場から積極的に発言を行っていく。

3. 公費補助および医療行政に関する問題への対応

公費補助および医療行政に関する問題を引き続き検討する。

- (1) 妊産婦の経済的な負担軽減のために出産育児一時金の増額の要望を行う。
 - (2) 産婦健診の公費負担の実現を推進する。
 - (3) 妊婦健診の現物給付化を阻止するため、妊婦健診公費負担に対する日本産婦人科医会の基本的な考え方を会員に周知する。特に、妊婦健診公費負担制度が妊婦健診料の無料化であるという誤解を是正するため、妊婦健診公費負担制度は行政による部分助成であることを再度周知徹底する。
 - (4) 妊婦健診公費負担報告書の書式を簡略化し事務手続きの負担軽減を図る。
- (5) 産後ケア事業・産婦健診事業のうち、公費補助、行政との契約に関する事項を母子保健部会と協業して検討し、これら事業が医業として成り立つように推進する。

4. コ・メディカル関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、コ・メディカルの役割が高まっている。その対応としてコ・メディカル生涯研修会を開催してコ・メディカルの技量を向上させることに務める。有床診療所を対象としてCTG判読や母体救命、NCPRの研修を引き続き行っていくと同時に無床診療所に勤務するコ・メディカルの研修にも目を向け、OC/LEP服薬指導や避妊指導などにも取り組んでいく。さらに他部会の主催する研修会とも連携を図り、研修会の効率を上げる。

5. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

6. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。

7. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

8. 委員会

以上の事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当た

りメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

D. 医療保険部会

2025年問題を見据えた平成30年度診療報酬改定の結果を受けて、医療保険部会ではその具体的運用について検討し迅速に会員に伝えてきたが、新設された妊婦に関する診察料（妊婦加算）は国民への周知不足もあり、政治問題となって当面の間凍結という厳しい事態に陥った。今後中医協等で妊婦に配慮した診療を重視する別の取り組みを検討していくことされているが、妊婦に対する支援体制を充実させるためにも制度の復活に向けて取り組んでいきたい。

また本格的に導入されたオンライン診察料の産婦人科領域への適応拡大と妊婦に対するオンライン診療体制構築をテーマに、オンライン診療プロジェクトチームや医業推進部会と共に検討していきたい。

さらに本年10月には社会保障の充実のため消費税の10%への引き上げが予定されているが、今日の厳しい財政状況から次回改定も医療者側に相当厳しいものとなることが予想される。平成32年度診療報酬改定に向けて取りまとめた本会の要望事項を、日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会など関連諸団体に働きかけ実現に向けた活動を進めていきたい。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

現行医療保険制度における診療報酬体系は如何にあるべきかを模索するとともに、社会的、経済的情勢をふまえてマクロ的視点から適正な産婦人科診療報酬を研究し、その実現に向けて提言し行動する。

○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

2020年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、全国医療保険担当者連絡会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理し積極的に関係諸団体に働きかける。

3. ブロック医療保険協議会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

- (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
- (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
- (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。

4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達

- (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。

(2) 伝達的手段としては、日産婦医会報および医会ホームページ、またはブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。

5. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

6. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

本部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。昨年は成育基本法が成立し、すべての妊婦、子どもに妊娠期から成人期までの切れ目のない支援を保証することが謳われており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

具体的に、本年度も引き続き、15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を重点課題として活動していく。また、性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けての内閣府、警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、女性アスリートの健康向上/診療に関する支援、中高年女性の健康支援のほか、プレコンセプション・ケアの啓発に関する検討、更年期障害と就労女性についての基礎的調査の検討をするなど、幅広い活動を展開していく。

1. 15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下（できれば高校生の思春期女子にまで拡大）の予期しない/計画していない妊娠・出産ゼロを目指して教育、啓発、指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待防止につながる。併せて、高齢女性の妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女の性の健康教育に組み込む必要がある。これらについて、国、国会議員、地方自治体や関連諸団体にも引き続き働きかけていくと共に、学校現場などからの産婦人科医による講話の依頼や学校との連携の要請にこたえるべく、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを引き続き進めていく。

2. 第42回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：大阪府）の開催

開催日：2019年7月28日（日）

開催場所：大阪国際交流センター

メインテーマ：十代の性をまもり育てる

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集を作成する。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2020年開催：山形県担当)
- (2) 第44回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2021年開催：沖縄県担当) 予定

- (3) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2022年開催：静岡県担当) 予定
- (4) 第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2023年開催：奈良県担当) 予定

3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

- (1) プレコンセプション・ケア（妊娠前のケア）の啓発

晩婚化、晩産化は個人の選択の結果であるとはいえ、「産みたいときに産める」という人生設計がともすると狂わされてしまうことにもなりかねない。このような時代背景もあって、プレコンセプションケア（preconception care）は従来にも増して重要課題となっている。これは、近い将来生まれるかも知れない子どもの健康を守るだけでなく、子どもを持つか持たないかにかかわらず、すべての男女の健康の保持増進をも可能にするものである。

 - 1) プレコンセプション・ケアについて共通理解を図る
 - 2) CDCが提案しているプレコンセプション・ヘルスケアのガイダンスなどをもとに、具体的な取組みについて検討する
- (2) 性暴力・性犯罪被害者支援に際しての連携と協力
 - 1) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、弁護士会、精神科医、救急医、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。
 - 2) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル（実践編）」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」の改訂
- 3) 日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会等）との連携した性犯罪被害者支援の検討

被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会等）と協力し、ワンストップ支援センターとの連携を図るためのシステムを構築する。

 - 4) 妊娠ワンストップサービスセンター（仮）の実現に向けた検討

平成29年度に立ち上げた、妊娠ワンストップサービス検討プロジェクトでの検討を踏まえて、妊娠ワンストップサービスセンター（仮）設立に向けて検討する。
 - 5) 若年女性と司法に関する勉強会の開催

乳幼児虐待加害者、若年妊娠のハイリスク集団といえる矯正施設入所者に対する性教育や産後の母児分離問題について、関係団体と意見交換を行う。
- (3) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリート健康支援委員会が行う講習会や資料作成等に協力する。また、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等にも参加していただき、本年度もワーキンググループの活動を行う。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体と連携して協力する。

- 女性アスリート健康支援委員会主催の産婦人科向け講習会は2018年度に47都道府県すべてで終了した。この講習会に参加した産婦人科医の今後のスキル継続、並びにスキルアップのための方策を検討する。
- (4) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発
 - 平成29年度にリニューアルした「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用について検討する。
- (5) 性教育について
 - 1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」をバージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。
- 2) 「セクシュアリティ教育における国際テクニカルガイダンス」から世界における包括的性教育について学ぶ。
- 3) SNSを巡るさまざまな問題が起こっている。専門家を招いて、思春期を巡るデートDV・リベンジポルノ・セクスティングなどについて学ぶとともに、SNSリテラシー・被害に遭った場合の対応や支援について検討し、情報の発信と啓発を行う。
- (6) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発
 - 緊急避妊薬のジェネリックの登場がわが国の緊急避妊法の動向にどのような影響を及ぼすか。さらにスイッチOTC化への可能性について。その是非と問題点を探る。
- (7) ホルモン製剤の動向把握・啓発
 - ジェネリック、連続投与法など新しいLEP剤が続々と発売されるようになった今日、改めて、その動向の把握と啓発について考える。

4. 更年期

2020年には女性の半数が50歳を超えるという人口動態の変化に対応し、更年期以降の女性の疾病予防・健康増進に婦人科としての関わりを推進する。またそのための適切な情報をアップデートし適時提供する。

婦人科外来診療・オフィスギネコロジーが診療の柱となり、婦人科医によるかかりつけ医を目指し支援する。

働き方改革および女性の活躍など、社会制度と連動した婦人科的な女性労働者に対する支援を模索する。

- (1) 既刊資料の利用促進と活用
 - ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」
 - ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
 - ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」など広報する。
- (2) 「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル2014」の改訂作業を、下記のガイドラインに準拠し診断・治療と紹介のポイントの改訂を行う。
 - ・動脈硬化性疾患予防ガイドライン2017年版
 - ・日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド2018-2019」
 - ・日本腎臓学会「エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018」
 - ・日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2019」2019年4月発行予定
- (3) 更年期障害と就労女性についての基礎的調査を検討する。
 - ・働く女性自身へのアンケート

- ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート
 - ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」作成を検討する。
 - ・婦人科受診への動機付けを推進する。
- （４）周閉経期・閉経移行期におけるOC・LEP使用に関する情報の提供を検討する。
- ・海外のガイドライン・ステートメント・指針を収集する。
 - ・安全な使用を目指した、具体的な管理の手引きとなる冊子の編集を目指す。
- （５）骨粗鬆症診療への積極的関わりを推進
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の見直し。診療上の問題点を調査し、必要とされる資料の提供を目指す。
- （６）女性と頭痛への対応
- 女性に多い片頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて医会会員へ情報提供することを引き続き検討する。
- （７）特定健診・特定保健指導への協力と対応
- 平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、医会会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。

5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。また、学校医から思春期女子への性の健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。

- 日本医師会の学校保健委員会を通して、文部科学省の学校保健に対する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子供たちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中ががん予防が組み込まれることから、産婦人科領域におけるがん予防について、啓発するような活動を行っていく。また、学校医の全国大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の諸問題などについて、学校医に直接考えていただく機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力す

る。

7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

B. がん部会

精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

1. エビデンス（EBM）に基づいたHPV検査、LBC（内膜細胞診も含む）、HPVワクチンの有用性評価とそれらの普及に向けた啓発活動、並びに国への働きかけ

欧米には大きく遅れはとっているものの、HPV検査、LBCは本邦においても少しずつ普及しており、一部の地域では有用性を示すエビデンスが蓄積されはじめている。そこでがん部会では、国内各地域で実施されているHPV検査（併用）やLBCのデータを集約し、本邦のデータとしてまとめる。これらのEBMデータをもとに、HPV検査、LBCの有用性を国や自治体にアピールし、全国的な普及へと導く。HPVワクチンに関しては、子宮頸がん検診の結果を用いて、ワクチン接種が頸部病変の制御に有効であることを示し、同様に国に積極的な再開に向けてのアピールとする。

（1）HPV検査併用検診のEBM

栃木県小山地区ではすでに5年間にわたり併用検診を実施しており、導入前に比べてCIN2+が2.7倍発見されている。他地区では佐賀県の一部、島根県、福井県などで実施されており、これらのデータを集約することにより本邦における併用検診のエビデンスをまとめる。さらにトリアージなどのリコメンデーションの改訂も視野に入れる。

（2）LBCのEBM

日本対がん協会の協力のもとに子宮頸がん検診における従来法による細胞診とLBC細胞診の不適正検体の頻度、CIN2+の病変発見率の比較を行い、LBCの有用性を検証する。

（3）HPVワクチンの有効性のEBM

多施設共同研究により、市区町村で行われている子宮頸がん検診において、HPVワクチン接種の有無と細胞診、組織診結果を調査することにより、HPVワクチンのCIN減少効果を示し、わが国における子宮頸がん予防効果を検証する。

（4）LBC内膜細胞診の有用性のEBM

医会主導の多施設共同前向き研究により、LBCを用いた内膜細胞診の精度が従来法に比べ優れており、吸引組織生検法に比べても非劣性であるとの中間報告を論文化した。今後最終報告を取りまとめインパクトジャーナルに発表することにより、「高危険群を対象とした子宮体癌検診」における内膜細胞診、とりわけ「LBCを用いた内膜細胞診」の有用性を確固たるものとし、対策型検診への道を開くべく更なる普及を図る。

（5）妊婦における至適細胞診採取方法に関するEBM

多施設共同研究により、妊娠時の至適子宮頸部細胞診採取方法を検討する。適切な採取器具の検討、またLBCの有用性について検討する。

2. 精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及

に向けた啓発活動

(1) 子宮頸がん征圧に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同事業

精度の高い子宮頸がん検診に向けたHPV検査、LBCの普及、またHPVワクチンの接種率向上などにより、子宮頸がんの早期発見・予防に努め、子宮頸がんの征圧を図るため平成28年度、29年度、平成30年度と3年間日本対がん協会と共に事業を行ってきた。共同事業の成果として、北海道、岩手県、長崎県が子宮頸がん検診にLBCを導入し、福島県、鹿児島県においてもLBC導入を前向きに検討し始めた。さらに一部の地域ではあるがHPV検査がオプションとして導入される事が決定している。3年間の活動により共同事業には一定の効果がある事が確認されたため、平成31年度も引き続き実施して行きたい。

過去開催の反省点として検診実施主体である行政担当者の参加人数が少ないことがあげられる。学会という敷居の高さと休日開催という事が原因と思われる。がん検診、予防接種実施主体は行政であり、行政担当者の理解や、やる気が子宮頸がん征圧には必要不可欠である。本年度は行政担当者の集まりやすい工夫をするとともに各県の状況に合わせた講演会、座談会などを企画し、実行して行きたい。一方、子宮頸がん検診受診率は未だに低く、大きな課題である。未受診者対策としてHPV検査自己採取の評価並びに推進を行い、子宮頸がん検診受診機会を増やす努力も試みる。

<内容>

1. 細胞診（LBC）/HPV検査併用子宮頸がん検診の普及にむけた啓発活動
2. LBC細胞診普及に向けた啓発活動
3. LBC/HPV検査併用検診のデータを全国から集め国・メディアへの働きかけ
4. HPVワクチン有効性調査と接種率向上に向けての啓発活動並びに国・メディアへの働きかけ
5. 未受診者対策のための自己採取HPV検査の評価並びに推進

<開催概要>

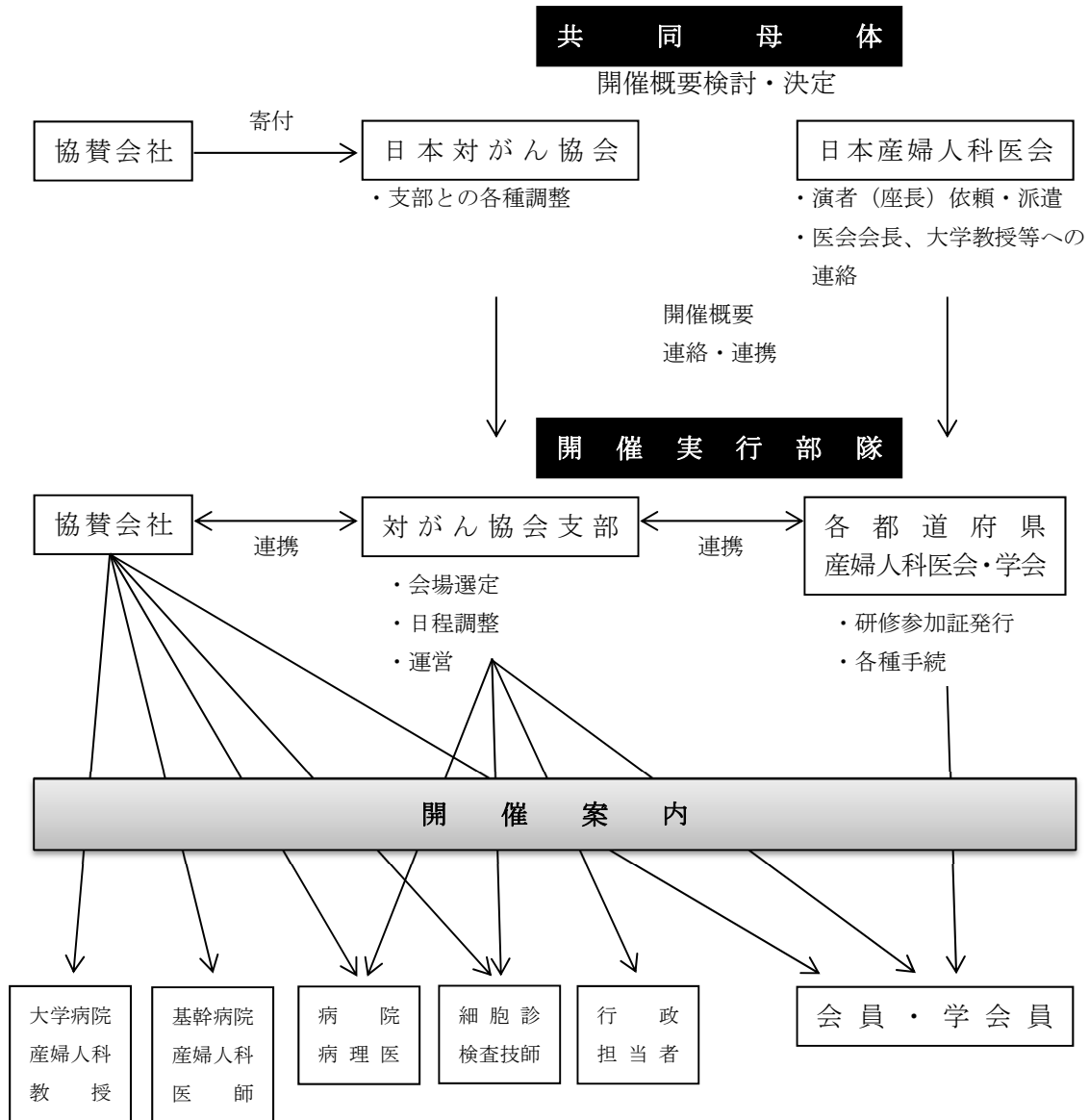
共 催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人日本対がん協会

開催候補地：熊本県、富山県、香川県、山形県など

開催時期：2019年度

対 象 者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、行政担当者、市町議員、細胞診検査技師・病院病理医

<開催スキーム>



(2) 液状化細胞診 (LBC) の普及に向けた産婦人科医、自治体を対象とした啓発活動。

本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、厚生労働省に働きかけ、広く普及するよう活動する。

(3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続の要望

本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

3. HPVワクチンの積極的接種再開および接種率向上に向けての啓発活動・政策提言

HPVワクチンは、副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、ほとんど接種がなされていない状況である。痛みセンター連絡協議会・予防接種協議会などと協力しながら、女性の健康を守るために、ワクチンに対する正しい知識を広め、その有効性と安全性について理解してもらうように、引き続き普及・啓発活動にあたる。各都道府県での市民公開講座開催に対しても協力する。メディア対策も重要であり、がん対策委員を中心に各々の地方のメディアに積極的に働きかける。

多施設共同研究より得られたEBMなどをもとに、HPVワクチンの積極的接種再開に向けて、国に働きかける。

4. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 自己研修を含めた研修機会を増やすために、日本産科婦人科学会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。
- (4) 妊娠・授乳期乳癌等への対応の一つとして、日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技料を備えた助産師の認定事業を計画する。

5. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21 他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制の構築のため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。

(1) 「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携し支援する。

開催予定日：2019年6月1日（土）・2日（日）

開催場所：岡山県医師会館（岡山市）

○ (2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成、レベルアップを目的とした研修プログラム（入門編）を開催することで、EPDSの活用法などについての教育・啓発に取り組む。また、研修会を全国で開催できるような体制の構築を目指し、講師の養成にも積極的に取り組む。さらに、一般産婦人科医や中核となる助産師を対象とする研修プログラム（基礎編）の開発に取り組む。なお、これらの事業は精神科との連携のもとで行う。

1) 研修プログラムの作成（入門編、基礎編）

2) 研修会・指導者講習会の開催

・東京都（4月開催予定）、大阪府（11月開催予定）

・指導者講習会参加者を中心とした地域研修会の開催促進

(3) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業の拡大

産後ケア事業を行っていない地域でも、これに代わる支援体制を整備することで、自治体が産婦健康診査事業を行えるようにしていく。

2) 精神疾患合併妊娠に対して、臨床心理師および精神科医を含む連携体制の構築について検討する。

3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制について検討する。

4) 周産期メンタルヘルスケア体制の充実による効果の検証

東京都城南地区（品川区・大田区）で、母と子のメンタルヘルスケア研修

会などを全医療機関の医療スタッフや行政担当者に提供し、地域の連携体制を構築していく。その地域の各種指標の変化をモニターすることで、周産期メンタルヘルスケアの有用性を検証する。なお、この取り組みは厚生労働科学研究費の助成のもとで行う。

(4) 母子の愛着形成の重要性の啓発

母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツを作成し、啓発活動を行う。また、ハーバード大学 (Center on the developing child) の一般用の啓発動画の日本語版を作成して公開する。

(5) 東京都における妊産婦メンタルヘルスケアおよび育児支援活動

東京都における研修会の開催、母児の愛着形成について啓発するための市民公開講座の開催など、東京都の支援のもと実施する。

(6) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査

分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動

日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働して新生児聴覚スクリーニングの有用性を発信することで、新生児聴覚スクリーニング検査への公費補助の獲得に向けた活動を継続的に行う。

公費負担について各自治体の取り組みの状況を調査して公表することで、全国の都道府県産婦人科医会の公費負担獲得への活動を支援する。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン2015」に基づき、新生児蘇生法講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、講師派遣などの支援を行う。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

各都道府県産婦人科医会が中心となり、また、日本小児科医会などとの連携を図りながら、HTLV-1キャリア妊婦から生まれた児のフォローアップ体制を担えるようなシステムの構築を検討するとともに、児の感染予防に向けた医療体制や支援体制の整備を推進する。また、HTLV-1キャリアと診断された妊婦のフォローアップ体制についても検討する。

全国の都道府県医会でHTLV-1に関連する勉強会を独自に開催できるような教育資料を作成することで、各地域におけるHTLV-1について啓発活動を支援する。

5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラムの作成

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理を行うことが可能となる。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。

さらに、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを作成し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、特に風疹抗体価陰性（低値）者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会（“風疹ゼロ”プロジェクト）と連携して推進する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。